

# 「神奈川県伊勢原市 ふるさと納税 個別契約」に係る供給条件説明書

必ず本紙をお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、所定の手続によりお申込みください。

- 本書は、電気事業法の定めにもとづき、お客さまとENEOS Power株式会社（以後「当社」といいます。）との電気需給契約（以後「需給契約」といいます。）に関する大切な事項を記載し、交付するものです。
- 本書は、別途お客さまに交付しております「ENEOSでんき約款」（以後「電気約款」といいます。）、「カーボンフリー特約 契約約款」（電気約款に付帯する約款であり、以後「カーボンフリー約款」といいます。）にかかる供給条件説明書と一体となって、お客さまに供給される電気の供給条件を説明するものですので、当該説明書も併せてご確認ください。
- 需給契約に関する詳細または本書に記載のない事項につきましては、当社の電気約款、カーボンフリー約款、「神奈川県伊勢原市 ふるさと納税 個別契約約款」（以後「ふるさと納税約款」）および関連する契約約款をご参照ください。

## 1 本個別契約の概要

- 神奈川県伊勢原市 ふるさと納税 個別契約（以後「本個別契約」といいます。）は、神奈川県伊勢原市（以後、「対象自治体」といいます。）に所在する太陽光発電設備に由来する非化石証書（再エネ指定）<sup>※1</sup>を使用して二酸化炭素排出量を調整した電気を提供するとともに、ふるさと納税の返礼相当額12,000円（以後「対象返礼金額」といいます。）を、8. 対象返礼金額の充当の定めに従い、お客さまの毎月の電気料金（以後「電気料金」といいます。）に充当するものです。また、本個別契約は、カーボンフリー約款にもとづくカーボンフリー特約（以後「カーボンフリー契約」といいます。）に付帯したご契約オプションとなります。

※1：非化石電源が有する環境価値を、電気とは分離して取引することを可能にした証書であり、一般社団法人日本卸電力取引所の非化石価値取引市場等を介して取引する証書をいいます。

## 2 本個別契約の要件

- 本個別契約は、お客さまが以下の要件を全て満たし、かつ、当社がこれを承諾した場合に成立するものといたします。
- ① 対象自治体に対し、「神奈川県伊勢原市産のカーボンフリーでんき」に係るふるさと納税の申込みをしていること。
- ② カーボンフリー契約を締結していること。
- ③ 当社の指定するウェブサイトにて、本個別契約への申込みをしていること。
- ④ 同一需要場所につき、本個別契約または同種の他のふるさと納税版サービスについて、重複した申込みを行っていないこと。

## 3 本個別契約の適用開始日

- 本個別契約の適用開始日は、原則として、2. 本個別契約の要件にもとづき当社が承諾した日の直後に到来する検針日といたします。なお、承諾した日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。

## 4 本個別契約の適用期間および終了後の取扱い

- 本個別契約の適用期間は、適用開始日から対象返礼金額の返礼が完了したことを当社が確認した日までといたします。ただし、2. 本個別契約の要件を満たさなくなった場合は、原則として、2. 本個別契約の要件を満たさなくなった日の直後に到来する検針日の前日までといたします。また、本個別契約を解約する場合の適用終了日は、当社またはお客さまいずれかから本個別契約解約の申出があった日の直後に到来する検針日の前日までといたします。
- 本個別契約は適用終了日をもって終了し、カーボンフリー契約が有効である場合はカーボンフリー契約に自動的に変更となりますが、適用終了日以前の適用期間に係る料金の請求その他の供給条件は、その限りにおいて本個別約款の定めが適用されるものとします。

## 5 本個別契約の履行中止

- 当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃、価格の著しい高騰等による非化石証書調達の困難化、その他当社の責めにやらない事由の発生により本個別契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、本個別契約の履行を中止する場合があります。この場合には、当社は対象となるお客さまに対し、本個別契約の履行を中止する日を、当社が指定する方法にて、事前にお知らせいたします。また、当社はこれによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

## 6 クーリング・オフの適用除外

- 本個別契約は、特定商取引法に定めるクーリング・オフ制度の適用対象外とします。

## 7 その他

- 本書は、電気事業法第2条の13第2項および同法2条14第1項の定めにもとづき交付するものです。
- 本書に定めのない事項については、カーボンフリー約款、ふるさと納税約款またはその他関連する当社の契約約款によります。これらによりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

■以下は料金体系等の特に重要な事項となります

## 8 対象返礼金額の充当

- カーボンフリー約款3（契約の要件）に定義する主契約（需給契約を指し、以後、「主契約」といいます。）の料金に、カーボンフリー約款7（料金の算定方法）の規定に基づき算定したカーボンフリー料金を加算した電気料金へ、対象返礼金額を毎月1,000円ずつ充当して請求を行うものといたします。
- ただし、適用開始日から12ヶ月後の時点で対象返礼金額の返礼が完了していない場合、その差額は、翌月以降に繰り越して電気料金へ充当します。

## 9 ご解約等に関する事項

- お客さまが本個別契約の終了を希望する場合は、あらかじめENEOSでんき・都市ガスカスタマーセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。
- 終了日は原則として直後の検針日とし、当社とお客さまの協議のうえ決定いたします。終了日の時点で対象返礼金額が残存している場合、お客さまは当該返礼金額を電気料金に充当する権利を失うものとします。
- お客さまの都合により主契約またはカーボンフリー契約が終了した場合、同日付で本個別契約も合わせて終了するものとします。終了日の時点で対象返礼金額が残存している場合、お客さまは当該返礼金額を電気料金に充当する権利を失うものとします。
- 当社は、価格の著しい高騰等による非化石証書調達の困難化、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令、条例、規則等の改正等の事由により、本個別契約の全部または一部の履行が困難となり、かつ、当該事由の解消の見通しが立たないと判断した場合等、お客さまとの本個別契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3ヵ月前までに書面または電子メールその他当社が指定した方法にてお知らせいたします。

以上

小売電気事業者名

ENEOS Power 株式会社

〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー 45階・47階（小売電気事業者登録番号：A0050）

【お問い合わせ先】

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

☎ 0570-01-8704（ナビダイヤル）（IP電話などからは 03-6627-1763）

受付時間：午前9時～午後5時（日曜日および祝日、年末年始を除く）

【ホームページ】 <https://www.eneos-power.co.jp/denki/>

代理店等（電気需給契約の媒介者）

〔代理店向け〕本欄に記載がある場合は、当該企業が媒介を行います。

- 会社名、連絡先（電話番号）、受付時間を必ず記載願います。
- 本書をお客さまにご説明のうえお渡し願います。

2026年8月版